

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

## 目 次

ページ

1	ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について	1
2	いのち・未来戦略本部室の今後の広報展開について	4
3	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく政策局所管条例の見直し結果について	5
4	神奈川県統計調査条例に基づく県統計調査実施手続きの見直しについて	8
5	宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について	10
6	相模湖交流センターの指定管理者の選定基準について	14
7	NPOへの寄附促進策の充実について	18
8	湘南国際村BC地区の利活用について	20
9	「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の改定素案について	24
10	県内米軍基地を巡る状況について	27

参考資料 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」〈改定素案〉

## 1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

### (1) 未病 (ME-BYO)

#### ア シンポジウム「ME-BYOサミット神奈川2024」の開催

- ・ 開催日 令和6年11月7日(木)～8日(金)
- ・ 場所 箱根町 ※特設サイトによるオンライン配信  
(関係者及び招待者は会場参加)
- ・ 概要

「誰もが、その人らしく「いのち輝く」社会の実現に向けて～神奈川から始める産学公民がともに歩む取組み～」をテーマに、産学公民が一堂に会し、認知症未病改善や腸内細菌等に関する取組及びエンタメ等の可能性をはじめとした、「未病の見える化」や「未病の改善」につながる今後の具体的な方向性及び未来社会の在り方等について、幅広く議論した。

総参加者数1,244人(オンライン視聴者数、会場参加者数合計)

第1日 [11月7日(木)]	
基調対談	いのち輝く生き方 ～「ピンピンキラリ」健康長寿の秘訣～
セッション1	認知症未病改善：神奈川の新社会モデル
セッション2	未病を改善し、ウェルビーイングな働き方を実現する
セッション3	未病改善を支える、科学技術と専門家のちから
セッション4	地域とともに歩む未病のイノベーション
特別講演	バイオメディカル戦略への未病の融合：全米医学アカデミーからの考察
セッション5	未病改善を実践する地域づくり ～グローバルの視点で語る、ME-BYOの自分ごと化から、プラネタリーヘルスまで～

第2日 [11月8日(金)]	
セッション6	自己管理をサポートする新たなME-BYOテクノロジー
セッション7	データ利活用で導く未病改善の効果的なアプローチ
セッション8	未病産業におけるレギュラトリーサイエンスを考える ～提供側と使う側の双方の視点から～
セッション9	いのち輝く。楽しく未病改善！ ～未病とエンタメの可能性～
総括セッション	大会メッセージ発表（詳細は「参考」参照）

## (2) 国際展開

### ア ベトナム保健省とのヘルスケア分野に関する覚書の締結

高齢化が進展するベトナムとの間で、ヘルスケア・ニューフロンティア政策の取組や未病等の分野における連携を推進するため、知事のベトナム訪問の機会を捉え、11月15日に、同国保健省との間でヘルスケア分野に関する覚書（MOU）を締結した。



## ME-BYO サミット神奈川 2024 大会メッセージ



### 誰もが、その人らしく「いのち輝く」社会の実現に向けて ～神奈川から始める産学公民がともに歩む取組み～

超高齢社会の到来と経済活性化という社会課題に対して、最先端と未病の融合アプローチで未来を切り拓く、ヘルスケア・ニューフロンティア。

大学等の豊富な知と 1100 社超の未病産業の力を産学公民連携の形で結集し、科学技術が支える当事者目線の未病改善で、地域の健康課題に正面から向き合い、現状を打開するイノベーションにより、「いのち輝く」未来を創る。

- 生活習慣病や認知症等を未病の重点分野と位置付け、自分の体と心と脳の機能に着目し、食・運動・社会参加の未病改善を推進する施策を、最新の知見とエビデンスを活用しながら、医療や介護と連動して展開する。
- 科学技術力に基づく未病指標の構築と、有用性にも着目した未病産業の提供を通じて、人が有する未解明の力やエンタメ等をもたらす新たな価値を、データに基づき可視化していく。
- これらの活動を、神奈川の未病イノベーション拠点で先行的に取り組み、その成果を、市町村や地域コミュニティと共創しながら全体に波及させていく。

ME-BYO コンセプトを基軸に、神奈川から日本、世界へ、時代を切り拓く神奈川らしい未来思考の「志」を大切にしながら、健康長寿社会の実現と新産業の創出に向けた絶え間ない挑戦を、産学公民でともに歩み続ける。

## 2 いのち・未来戦略本部室の今後の広報展開について

これまで、いのち・未来戦略本部室の取組については、県が有する広報媒体を活用して、県民に分かりやすく伝えられるよう進めてきたが、今後はそうした情報を、県民が日常的に接する県以外の広報媒体や機会等を一層活用することで、より多くの方に必要な情報を届けられるよう展開していく。

### (1) アニメーションを活用した広報

ヘルスケア・ニューフロンティア政策における最先端医療産業の取組を身近に感じてもらうため、特に若者を対象に、新たに親しみやすいアニメーションを活用した情報発信に取り組んでいく。

### (2) 2027年国際園芸博覧会の広報に係る絵本の制作

令和9年に本県で開催される2027年国際園芸博覧会“GREEN×EXPO 2027”の県出展基本構想が令和6年10月に策定され、県出展のメインテーマが、県政の基本理念である「いのち輝く”Vibrant INOCHI”」と決定した。この機を捉え、子どもたちを中心とした幅広い世代にそのテーマを分かりやすく伝えるための絵本を制作し、GREEN×EXPO 2027の機運醸成等に活用する。

#### ・ 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月 プロット（あらすじ）に係る制作業務委託

令和7年度 絵本制作

令和8年度 県内施設への配付及び機運醸成イベント等で活用

### 3 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく政策局所管条例の見直し結果について

#### (1) 条例の見直しについて

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みについて定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年ごとを原則としており、今回、政策局において所管する次の2条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

#### (2) 条例の見直し結果

##### ア 改正及び運用の改善等を検討する条例

条例名	見直し結果
神奈川県統計調査条例	社会状況の変化等に応じて、県統計調査の実施手続きや周知方法を見直す必要があるため、改正及び運用の改善等を検討する。

##### イ 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

条例名	見直し結果
神奈川県土地利用調整条例	現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

## 政策局所管条例の見直し結果概要

### 1 改正及び運用の改善等を検討する条例

#### (1) 神奈川県統計調査条例

条例の概要	<p>県統計調査の実施や結果の利用に当たり、報告義務、統計調査員等による立入検査、神奈川県統計報告調整審議会（以下「審議会」という。）への諮問、結果の公表、調査票情報の二次利用など、必要な事項を定めている。</p>	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性	<p>本条例は、県統計調査の実施や結果の利用等について定めており、的確・公正な統計調査の実施や調査結果の効果的活用のために重要な役割を果たしていることから、現在でも必要な条例である。</p>
	有効性	<p>本条例により、県統計調査の適切な実施を図ることで、県の政策立案に必要となる県内の状況等を正確に把握するとともに、調査実施機関による調査結果の速やかな公表や、調査票情報の二次利用について定めることにより、県民等による情報活用が可能となっており、有効である。</p>
	効率性	<p>本条例は、条例の目的を達成するために必要な措置を定めているが、近年、証拠に基づく政策立案の観点から統計調査の活用ニーズが高まるなか、急速に変化する社会経済情勢を迅速に政策へ反映するため、審議会への諮問を必要とし調査実施までに相当の期間を要している県統計調査の実施手続きを効率性の観点から見直す必要がある。また、近年のインターネットの普及を踏まえ、県統計調査実施の周知方法を見直す必要がある。</p>
	基本方針 適合性	<p>県統計調査結果は政策立案の基礎資料として利用されており、政策立案の計画段階において重要な役割を果たしている。</p>
	適法性	<p>個人又は法人等に報告義務や罰則を課す規定を有するが、統計法と同様の手法を採用しており、規定の内容が十分に明確で、規則の強度も比例原則に照らして適切であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。</p>
見直し結果	<p>社会状況の変化等に応じて、県統計調査の実施手続きや周知方法を見直す必要があるため、改正及び運用の改善等を検討する。</p>	



## 2 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

### (1) 神奈川県土地利用調整条例

条例の概要		限られた資源である県土を適正に保全し、計画的な利用を確保することにより、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資するため、開発行為等の計画に対する総合的な調整を行うための協議の手續など、必要な事項を定めている。
検討	視 点	検 討 内 容
	必要性	市街化調整区域等における土地利用に当たっては、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的に行っていく必要があり、その総合的な調整の仕組みとして知事との協議等を定めているものであるため、現在でも必要な条例である。
	有効性	大規模開発行為に関して、関係許認可に先立ち、あらかじめ総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図ることができるため、有効な条例である。
	効率性	本条例は、開発計画に対する総合的な調整を行うために必要最低限の手續を定めたものであり、効率的といえる。
	基本方針適合性	本条例は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、県土の総合的かつ計画的な利用を図ることを基本理念とする「土地利用基本計画」に適合している。
	適法性	本条例は、土地基本法及び国土利用計画法の理念を踏まえ、計画的な県土利用を図るために必要な調整手續を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。
見直し結果		現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

## 4 神奈川県統計調査条例に基づく県統計調査実施手続きの見直しについて

神奈川県統計調査条例（以下「条例」という。）に基づく県統計調査（以下「統計調査」という。）の実施手続きについて、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく検討の結果を踏まえて見直しを行う。

### (1) 背景

- これまで、条例において、統計調査を行おうとするときは、学識経験者等で構成する「神奈川県統計報告調整審議会」（以下「審議会」という。）への諮問を義務付けることにより、統計の真実性の確保、統計調査の重複の防止など、的確・公正な実施を図ってきた。
- 併せて、統計調査の質の向上を図るため、「統計調査相談指導事業」（以下「統計相談」という。）を実施し、統計調査実施所属が審議会への諮問に先立ち、学識経験者から統計調査の設計等に係る指導・助言を容易かつ柔軟に受けられる機会を確保してきた。
- 一方、近年、EBPM（証拠に基づく政策立案）の浸透により、政策の立案や効果測定における統計の活用ニーズが高まっており、社会経済情勢の変化を踏まえて、より迅速な統計調査の実施が求められている。
- また、条例では、統計調査の実施に当たり、その目的、方法等の告示（県公報への登載）を義務付けているが、県民等から広く統計調査への理解、協力を得るためには、より効果的・効率的な周知を行う必要がある。

### (2) 見直しの内容

#### ア 審議会の見直し等による機動的な実施手続き

審議会の目的である統計の真実性の確保や統計調査の重複の防止は、統計相談の実施等により、概ね達成されているのが実態となっている。

そこで、諮問・答申に数か月の期間を要している審議会を廃止し、これまで任意としていた統計相談を必須化して相談機会を増やすなど充実を図るとともに、新たに学識経験者が書面等の簡便な方法で調査内容の確認を行う「統計審査(仮称)」を導入することで、より機動的な実施手続きとする。

※ 審議会に係る規定を条例から削除し、統計相談及び統計審査(仮称)の手続きは要綱で規定

## イ 統計調査の実施に係る告示手続きの見直し

統計調査の実施に係る告示について、県民等へのより効果的・効率的な周知を図るため、県ホームページによる公表に改める。

### (3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に神奈川県統計調査条例及び附属機関の設置に関する条例の改正案を提出

4月 改正条例の施行

## 5 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について

宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）の指定管理者については、令和6年第3回県議会定例会（前半）の総務政策常任委員会に指定管理者候補の選定方法や選定基準の考え方等を報告した。

このたび、宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のように定めたので報告する。

### (1) 選定基準について

#### ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかを評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	5
2	施設の維持管理	施設を踏まえた維持管理	5
3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	施設を踏まえた利用促進のための企画と取組 現状分析、課題把握	20

<p>3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金</p>	<p>一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組</p>	<p>○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組</p>	
	<p>・広報、PR活動 ・接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ・利用料金</p>	<p>○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方</p>	
<p>4 事故防止等安全管理</p>	<p>事故防止等安全管理</p>	<p>○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） ○水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方</p>	<p>10</p>
<p>5 地域と連携した魅力ある施設づくり</p>	<p>・市町村、関係団体等との連携・交流等 ・地域活性化につながる集客促進 ・地域人材や地元企業の活用</p>	<p>○宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協力体制の構築及び連携・交流 ○ボランティア団体等の育成・連携 ○宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組</p>	<p>15</p>

## イ 管理経費の節減等（20点）

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかを評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>20点× <math>\frac{\text{「提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額(積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}</math></p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

## ウ 団体の業務遂行能力（25点）

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかを評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<p>人的な能力、執行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5
8 財政的な能力	<p>財政的な能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	<p>コンプライアンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> </ul>	5

	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況</li> <li>○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組</li> </ul>	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	○申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5
	個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>○県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5

(2) 今後の予定

- 令和7年1月～ 指定管理者候補から申請書類を受付
- 4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

## 6 相模湖交流センターの指定管理者の選定基準について

相模湖交流センターの指定管理者については、令和6年第3回県議会定例会（前半）の総務政策常任委員会に指定管理者候補の選定方法や選定基準の考え方等を報告した。

このたび、相模湖交流センターの指定管理者の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のように定めたので報告する。

### (1) 選定基準について

#### ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかを評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相模湖交流センターの設置目的を踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運用方針</li> <li>○業務の一部を委託する場合の業務内容等（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。</li> </ul>	5
2 施設の維持管理	施設の特徴を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多目的ホールやアートギャラリーなど施設の特徴を踏まえた清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務に関する実施方針</li> <li>○相模原市立相模湖記念館と連携した効果的・効率的な維持管理の考え方</li> </ul>	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進のための企画と取組</li> <li>・現状分析、課題把握</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、PR活動</li> <li>・接客、苦情処理、利用者ニーズの把握</li> <li>・利用料金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水源地域と都市地域、更には世代を問わない多様な交流活動の場を提供するための施設として、施設の特徴を活かした利用促進のための企画・取組</li> <li>○施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</li> <li>○現状の分析や課題の把握</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> <li>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> <li>○利用料金の設定、減免の考え方</li> </ul>	25



4 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む）</li> <li>○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）</li> </ul>	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、関係団体等との連携・交流等</li> <li>・地域活性化につながる集客促進</li> <li>・地域人材や地元企業の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相模湖周辺地域の地元市、関係団体、事業者等との協力体制の構築及び連携・交流</li> <li>○相模湖周辺地域の活性化につながる集客促進策の企画・取組</li> <li>○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方</li> <li>○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組</li> </ul>	10

#### イ 管理経費の節減等（20点）

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかを評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>20点× <math>\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額(積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}</math></p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

## ウ 団体の業務遂行能力（25点）

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかを評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5
8 財政的な能力	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> </ul>	5
	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況</li> <li>○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）の取組</li> </ul>	

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5
	個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

## (2) 今後の予定

- 令和7年1月～ 指定管理者を募集  
4月～ 外部評価委員会等による候補者選定  
6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出  
令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

## 7 NPOへの寄附促進策の充実について

### (1) 経緯

行政と協働して、社会的課題解決の担い手となるNPOの存在意義はますます高まっているが、NPOが活動を着実に継続させていくためには、行政から支援を受けるだけでなく、NPO自身が、自ら多様な財源を確保し、自立的に活動していくことが望ましい。

NPOに係る寄附制度として、本県では、これまで主に①認定・指定NPO法人制度によるNPO法人への直接寄附、②かながわボランティア活動推進基金21（以下「基金21」という。）への寄附の2種類の寄附を推進してきた。

### (2) 課題

基金21については、現在、ふるさと納税制度を活用して寄附を募っているが、特定の団体を選択して寄附する仕組みが無いことなどから寄附が十分に集まっていない。

### (3) 関係者からの主な意見

- 認定・指定NPO法人制度による寄附促進以外にも、より大きな税制優遇が受けられる、ふるさと納税を活用した特定のNPO法人を選択して寄附できる仕組みがあると良い。
- 県として寄附を促進するからには、信頼性の高いNPO法人を対象として支援すべき。

### (4) 対応の方向性

令和7年度から、ふるさと納税を活用し、公益性や信頼性の高いNPO法人の中から寄附者が支援したい団体を選択して、次のような仕組みを構築し、NPO法人の収入源の多様化に繋げる。

- 寄附者が、寄附したいNPO法人を選択して本県に寄附し、県が基金21に全額積み立てた上で、当該NPO法人に対し補助する。
- 選択されたNPO法人には、寄附金額の7割を上限に補助し、残りの3割は他のNPO支援策に活用する。
- 公益性や信頼性の高い「認定NPO法人」または「県の指定NPO法人」を対象とする。

※ なお、基金21条例では、基金を活用した事業の実施に際し、審査会への諮問が規定されているが、受け入れた寄附の速やかな交付の観点から審査会への諮問対象から除外することについて、所要の改正を行う。

**(5) 今後の予定**

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正案を提出  
4月 制度開始（改正条例の施行）

## 8 湘南国際村BC地区の利活用について

令和6年2月に報告した、湘南国際村BC地区（県有地）※の利活用について、同年6月に事業者募集要項を公表して、公募型プロポーザル方式による事業者選定手続きを始め、今回、事業者選定手続きを終えたので、その結果と今後の進め方について報告する。

（※BC地区：湘南国際村の東側に位置し大楠山に連なる緑の保全・活用を図る地区）

### (1) 公募の概要

湘南国際村BC地区の仮設駐車場部分の施設整備や土地利活用について、隣接する緑地であるめぐりの森の一部の利活用を含む事業提案の公募を実施した。

#### ア 公募の主な要件

- (ア) 湘南国際村基本計画の基本方針等に沿った提案内容であること。
- (イ) 地元住民や来村者が利用可能な店舗又は飲食店の整備・運営を、他の事業と併せて提案すること。
- (ウ) 施設利用者以外の者も利用可能なトイレを整備すること。
- (エ) 施設利用者及びそれ以外の者が利用する駐車場を普通乗用車で50台分以上確保すること。

#### イ 土地利用方法

仮設駐車場	貸付け（49年間の事業用定期借地権を設定）
めぐりの森の一部	覚書を締結して事業を実施

### (2) 選定経過

令和6年6月19日（水） 事業者募集要項公表

令和6年9月2日（月） 事業提案書等応募図書を受け付けし、2者の応募があった。

～10月31日（木）

令和6年11月22日（金） 審査会（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

### (3) 事業者選定評価委員会

#### ア 委員名簿 (◎委員長)

役職等	氏名
神奈川大学建築学部教授	◎山家 京子
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授	田中 稲子
湘南国際村自治会会長	中村 勇
湘南国際村運営管理組合理事長	大河内 晃一
公認会計士	佐藤 仁紀
株式会社横浜銀行 地域戦略統括部部長	小林 義雄
横須賀市経営企画部次長・企画調整課長	若麻績 順哉
葉山町政策課長	佐野 秋次郎
神奈川県自治振興部長	田邊 親司
神奈川県地域政策課長	横川 裕

### (4) 選定結果及び事業者選定評価委員会の意見

#### ア 選定結果

総合評価上位者である提案者Aを優先交渉権者として選定した。

#### 事業者評価委員会の評価 ①

評価項目	配点	提案者A	提案者B
仮設駐車場			
事業内容	105	87.4	76.9
事業者	70	52.8	43.4
小計	175	140.2	120.3
めぐりの森	20	14.3	13.7
その他	5	3.2	2.5
合計	200	157.7	136.5

#### 県が実施する評価 ②

一般向け駐車場台数、借受価格	15	15	15
総合評価 ①+②	215	172.7	151.5

#### イ 提案者Aに対する主な意見

- (ア) 日本を代表するインターナショナルスクールを設立するという提案に熱意が強く感じられた。
- (イ) 施設の管理や近隣に配慮した建物配置など、地元に対して真摯に込めている内容である。

- (ウ) バカロレア教育も視野に入れた小中一貫のインターナショナルスクールができることは、交流人口の増加など地元への効果が期待できる。

## (5) 優先交渉権者

### ア 事業者名

代表法人 株式会社秋谷国際学園運営会社

### イ 提案内容

#### (7) 提案事業

- ・世界で生きる力を育む、日本を代表するインターナショナルスクールの設立
- ・年中から中学卒業程度の一貫教育で440名の生徒が通い、木造2階建て校舎3棟、体育館棟、グラウンド等を整備
- ・次世代の太陽光システム（ソーラーパネル一体型ルーフ等）を活用した景観との調和と脱炭素を実現する持続可能な校舎
- ・一般利用可能なカフェ（テイクアウト）と屋外テラス等を併設
- ・一般利用可能な駐車場（60台）とトイレを設置
- ・めぐりの森で環境配慮型農園を運営

#### (イ) 事業イメージ



## (6) 今後の予定

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 令和6年12月～ | 事業実施に関する確認書作成   |
| 令和7年1月～  | 地元説明会、事業計画の策定   |
| 令和7年後半以降 | 地区計画の変更         |
|          | 事業用定期借地権設定契約の締結 |



# 参 考

【公募対象地位置図】



【土地の概要】

名称	仮設駐車場	めぐりの森の一部
所在地	横須賀市湘南国際村2丁目3194-2 並びに2388-63、2388-64 及び3210-10 の一部	横須賀市湘南国際村2丁目2388-24 ほか
面積	計 26,854.25 m <sup>2</sup>	約 48,000 m <sup>2</sup>
地目	山林	
都市計画法	市街化調整区域（地区計画の変更により地区整備計画を設定する予定）	市街化調整区域
	衣笠・大楠山風致地区（第4種）	
首都圏近郊緑地保全法	衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	

## 9 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の改定素案について

### (1) 改定素案の概要

#### ア 改定の趣旨

現在の「三浦半島魅力最大化プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の計画期間は令和6年度までであるが、三浦半島全体の社会増減数をみると転出超過が継続しているなど、引き続き活性化に取り組む必要があることから、これまでの課題や市町等の意見を踏まえてプロジェクトを改定する。

#### イ 計画の位置付け

県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画とする。

#### ウ 内容

##### (ア) 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3か年

##### (イ) 対象地域

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町の4市1町

##### (ロ) プロジェクトの方向性

- 三浦半島における大きな特徴である「海・食の魅力」を高めることによって、三浦半島らしさを際立たせるとともに、「地域の魅力」を磨き、地域、民間と連携し、これらの観光資源をつなぐ仕組みづくりを進める。
- 「三浦半島ライフ」を充実させるために、三浦半島地域の産業を活性化し、働く場を確保することなどにより、「働く魅力」を高めるとともに、子育てしやすい環境づくりや健康寿命の延伸などにより、「住む魅力」を高める。

##### (ハ) プロジェクトのゴール

地域の賑わいをつくりだし、仕事と生きがいを創出して、人口減少を食い止める。

##### (ニ) プロジェクトの指標

指 標	目標値
三浦半島地域4市1町の社会増減数 (基準年(2023年)に対する増減数) (暦年)	+730人 (2027年)

## (カ) プロジェクトのKPI

指 標	実績値	目標値
三浦半島地域4市1町の観光客消費額（暦年）	1,370億円 （2023年）	1,450億円 （2027年）
三浦半島地域4市1町の入込観光客数（暦年）	2,740万人 （2023年）	3,723万人 （2027年）
県及び市町への移住相談件数（移住セミナーや移住ツアー、お試し移住等への参加者数を含む。）	395人 （2023年度）	700人（調整中） （2027年度）

## (キ) 構成

「観光の魅力を高める」と「『半島で暮らす』魅力を高める」の2つの大柱を設け、その中の4つの“魅力”を最大化し、この地域が直面する課題に対応していくため、12項目の個別プロジェクトに取り組む。

### 【大柱1】観光の魅力を高める

#### <魅力1 海・食の魅力を高める>

##### ① 多様な海の楽しみ方の発信

三浦半島の海に新たな観光客を呼び込む仕掛けづくり

##### ② “みなと”のにぎわいづくり

海の駅、漁港等の施設を活用した地域のにぎわいづくり

##### ③ 地産地消ブランディング

三浦半島の食材のブランド力強化や食による観光客の呼び込み

#### <魅力2 地域の魅力を高める>

##### ④ 広域観光・周遊の促進

移動の利便性向上による広域観光・周遊の促進

##### ⑤ 外国人観光客等受入環境づくり

羽田空港との交通利便性などを生かした国際的知名度の向上や外国人観光客等の受入環境づくり

##### ⑥ 新たな観光資源の発掘・磨き上げ

新たな観光資源の発掘や付加価値の高い観光コンテンツへの磨き上げ

##### ⑦ 湘南国際村の活性化の推進

民間活力も活用した湘南国際村の活性化の推進

## 【大柱2】「半島で暮らす」魅力を高める

### ＜魅力3 働く魅力を高める＞

#### ⑧ しごと「三浦半島スタイル」の展開

三浦半島ならではの就労機会の創出や多様な主体との連携促進

#### ⑨ 産業の活性化

企業誘致や6次産業化による高付加価値化等の推進

### ＜魅力4 住む魅力を高める＞

#### ⑩ 若者や働く世代から選ばれる「半島ライフ」の提案

他の地域では体験することができない「半島ライフ」の提案等による関係人口の創出や移住・定住の促進

#### ⑪ 子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくり

安心して子育てができる環境整備や持続可能な医療・介護の基盤構築

#### ⑫ 脱炭素につながる環境にやさしい暮らしの実現

三浦半島らしい脱炭素型のライフスタイルへの転換

## (2) 今後の予定

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 令和6年12月 | プロジェクト（素案）に係るパブリックコメント実施 |
| 令和7年2月  | 第1回県議会定例会へプロジェクト（案）を報告   |
| 3月      | プロジェクト改定                 |

### ＜別添参考資料＞

- 参考資料 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」改定素案

## 10 県内米軍基地を巡る状況について

### (1) 空母艦載機移駐前後の厚木基地周辺の騒音状況の推移

#### ア 騒音調査について

県は、厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため、基地周辺11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定、調査を行っている。測定データや調査結果に基づき、騒音状況の概況を取りまとめた。

#### イ 比較対象の期間

厚木基地では、平成30年3月に、空母艦載機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

移駐前の平成26年度から平成28年度の騒音データと、移駐完了後の平成30年度から令和5年度、及び令和6年4月から9月までの騒音データとで比較した。

#### ウ 調査項目

騒音測定回数（70dB以上・5秒以上継続等）及び100dB以上の騒音測定回数について、測定地点のうち、厚木基地に最も近い、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点のデータにより、移駐前・後で比較した。

Lden<sup>\*</sup>については、全11地点の測定地点について、移駐前・後で比較を行った。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、国際的に使用されている航空機騒音の評価指標であり、環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において用いられている。（単位はdB）

#### エ 調査結果概要 <詳細は「参考」参照>

調査項目ごとに、空母艦載機部隊の移駐前と移駐後で比較した。

##### (7) 騒音測定回数

北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、年度で20,000回から21,000回程度の騒音が測定されていた。

一方、移駐後の平成30年度から令和6年度は、年度で12,000回から15,000回程度となっている。

##### (イ) 100dB以上の騒音測定回数

ジェット戦闘機等によるものと推定される100dB以上の騒音測定回数を比較すると、北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年

度から平成28年度は、年度で2,000回から2,400回程度測定されていた。移駐後の平成30年度から令和6年度は、年度で30回から100回程度となっている。

#### (ウ) Lden

各騒音測定地点の Lden の状況をみると、移駐前の平成26年度から28年度と、平成30年度から令和6年9月までとで比較すると、11箇所各地点で5dBから15dB程度減少した。

### オ 騒音状況の概況

令和6年9月までの騒音状況は、平成30年3月の空母艦載機部隊移駐完了後、騒音が減少し、その状況が維持されている。

加えて、ジェット戦闘機等によるものと想定される100dB以上の騒音測定回数の減少が顕著であることも踏まえると、騒音減少は、空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が大きいと考えられる。

騒音の減少は、滑走路至近だけではなく、全11か所の測定地点で確認できている。

以上のことから、これまでのところ、移駐完了前と比較すると、空母艦載機の飛来頻度が減少し、広い地域で騒音が減少しているものと考えられる。

一方で、移駐後も時折ジェット戦闘機等が厚木基地に飛来しており、厚木基地で空母艦載機着陸訓練が行われる可能性もあることを踏まえると、引き続き注視が必要である。

### カ 騒音状況の概況の公表

騒音状況の概況については、令和6年10月30日開催の「厚木基地騒音対策協議会※」で報告した。

※ 厚木基地騒音対策協議会は、県及び厚木基地周辺9市(横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、東京都町田市)で構成。

### キ 今後の対応

引き続き厚木基地周辺の騒音状況を注視するとともに、基地関係市とも連携し、騒音軽減に向けた取組を進めていく。

## (2) 米軍ヘリコプターの予防着陸

### ア これまでの主な経緯(報告済)

令和6年8月3日 米軍第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属のME-53E

- ヘリコプターが海老名市内の水田に予防着陸
- 同日 ヘリコプターは現場を離陸し、厚木基地に着陸
- 8月7日 神奈川県基地関係県市連絡協議会※として、防衛省及び外務省に緊急要請を実施
- 10月10日 厚木基地所属のMH-60Rヘリコプターが茅ヶ崎市内の海岸で予防着陸
- 同日 ヘリコプターは現場を離陸し、厚木基地に着陸
- 同日 県として、防衛省に対して、早期の原因究明、必要な安全対策の実施等を口頭で要請

## イ 神奈川県基地関係県市連絡協議会の緊急要請

令和6年10月18日、茅ヶ崎市内で発生した予防着陸を受け、神奈川県基地関係県市連絡協議会※として、防衛省及び外務省に対して、次の事項を緊急要請した。

- ・ 相次ぐ予防着陸の発生を踏まえた必要な再発防止策の確実な実施
- ・ 茅ヶ崎市での予防着陸に関する原因に即した適切な安全対策及び、関係自治体に対する経緯、原因等の適時適切な情報提供
- ・ 航空機の安全性等に関する事項についての、適時適切な情報提供

※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成  
 会長：神奈川県 副会長：横浜市、相模原市  
 藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

## ウ 茅ヶ崎市内で発生した予防着陸に係る原因等の情報提供

### (ア) 情報提供の概要

令和6年11月6日、茅ヶ崎市内で発生した予防着陸に関して、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・ 飛行中、機体に予防着陸を促す兆候を察知したパイロットは、安全手順に則り予防着陸を行った。
- ・ 現場で乗員と整備員が機体を点検した結果、厚木基地への飛行は問題ないと判断した。
- ・ 厚木基地帰投後に引き続き点検を行ったが、機体の設計上・構造上の不具合は確認されなかった。

### (イ) 県の対応

令和6年11月6日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 相次ぐ予防着陸の発生を踏まえた、徹底した航空機の整備等、再発防止策の確実な実施

- ・ 一連の予防着陸に関する引き続きの適時適切な情報提供
- ・ 予防着陸の手順等も含め、航空機の安全性等に関する事項を積極的に明らかにすること

### (3) 横須賀基地への米海軍駆逐艦の配備等

#### ア 情報提供の概要

令和6年10月12日、防衛省から、米海軍ミサイル駆逐艦「プレブル」が、横須賀基地に10月12日に入港し、新たに横須賀基地へ配備された、との情報提供があった。

※ 8月1日に、防衛省から、米海軍のミサイル駆逐艦「ベンフォールド」から「プレブル」に交替、時期は未定との旨の情報提供があったことに関する追加情報（8月1日の情報提供は、報告済）

#### イ 県の対応

令和6年10月12日、防衛省に対し、配備の詳細等に関する適時適切な情報提供を要請。

※プレブル配備後の横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況

空母ジョージ・ワシントン	1隻
揚陸指揮艦	1隻
イージス艦（巡洋艦・駆逐艦）	12隻
合 計	14隻（※）

※今後、交替により1隻減の予定

### (4) PFOS等を含む泡消火薬剤の交換等

#### ア これまでの主な経緯（報告済）

令和5年6月16日、在日米軍司令部が、PFOS等を含む泡消火薬剤の交換・廃棄完了、今後の非フッ素泡消火薬剤への移行予定等について、声明文を公表した。

※ 声明の概要

米国政府は、2024年10月1日に、旧式・新式泡消火薬剤の使用を全ての米軍基地で禁止し、非フッ素泡消火薬剤に変更、または水消火設備に移行予定。

（県内米軍基地においては、令和4年11月までに、旧式泡消火薬剤（PFOS及びPFOAを含む泡消火薬剤）から新式泡消火薬剤（PFOS及びPFOAを含まないがそれ以外のPFASを含む泡消火薬剤）への交換は完了済）



## イ 新たな声明の発表

令和6年11月15日、在日米軍司令部が、PFOS等を含む泡消火薬剤の交換等について、令和5年6月の声明文を更新する声明文を発表した。

## ウ 声明文の概要

- ・ 在日米軍の旧式泡消火薬剤に関して、新式泡消火薬剤への交換・廃棄・焼却処分は完了。
- ・ 全世界の米軍施設の旧式・新式泡消火薬剤の交換期限が2025年10月1日まで延長され、当該期限までに、新式泡消火薬剤についてもPFAS※を含まない非フッ素泡消火薬剤に変更、または水消火設備に移行予定。（交換等の期限が1年間延長されるもの。）

※PFAS…有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。1万種類以上の物質があるとされ、PFOSやPFOAはその一部である。

## エ 県の対応

令和6年11月15日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 国内での泡消火薬剤の交換等については速やかに実施すること
- ・ 交換等までの間、泡消火薬剤の管理・保管等に万全を期すこと
- ・ PFOS等の問題については、引き続き適時適切に情報提供すること

## (5) 原子力空母ジョージ・ワシントンの入港

### ア 概要

令和6年11月19日、外務省から、米海軍は原子力空母「ジョージ・ワシントン」の横須賀入港に向けた準備を開始しており、現時点での入港予定日は11月22日である旨の連絡があったと情報提供があった。

※ 空母ロナルド・レーガンの交替については、令和5年4月28日に外務省から、空母「ロナルド・レーガン」は、令和6年春を目途に横須賀を出港し、空母「ジョージ・ワシントン」は同年後半に横須賀に入港する予定である旨の情報提供があった。（令和5年4月28日の情報提供は、報告済）

## イ 今後の対応

原子力空母については、適時適切な情報提供、安全航行確認体制の確保や防災対策等の確実な実施等を求めており、引き続き、これらが確実に実施されるよう求めていく。

## (6) 池子住宅地区の一部返還

### ア これまでの主な経緯（報告済）

令和6年8月29日の日米合同委員会において、池子住宅地区の土地及び工作物の一部について、令和6年11月30日までに返還されることが合意された。

※ 返還されるのは、土地約2,500㎡及び囲障、舗床等の工作物（以前から、逗葉地域医療センター・市保健センターへの進入路として逗子市が維持管理）

### イ 返還期日の情報提供

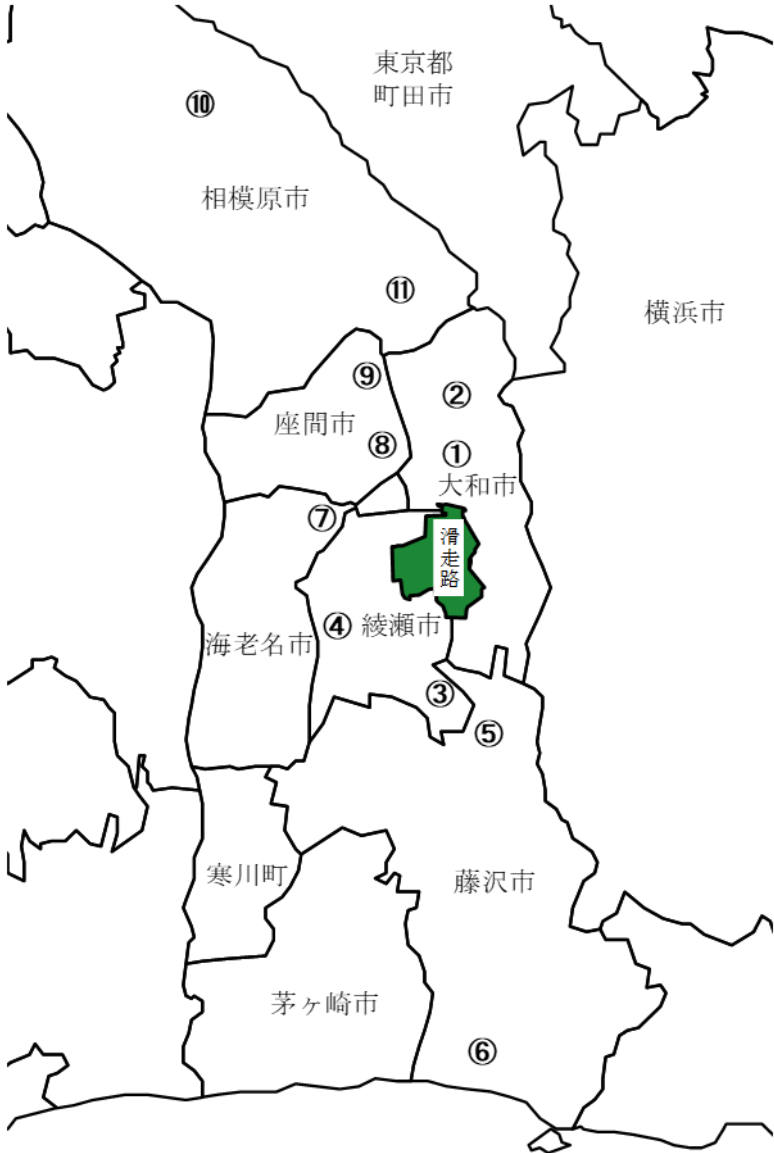
令和6年11月29日、防衛省から、次のとおり情報提供があった。

- ・ 池子住宅地区の土地及び工作物の一部について、令和6年11月30日に返還される。

### ウ 県の対応

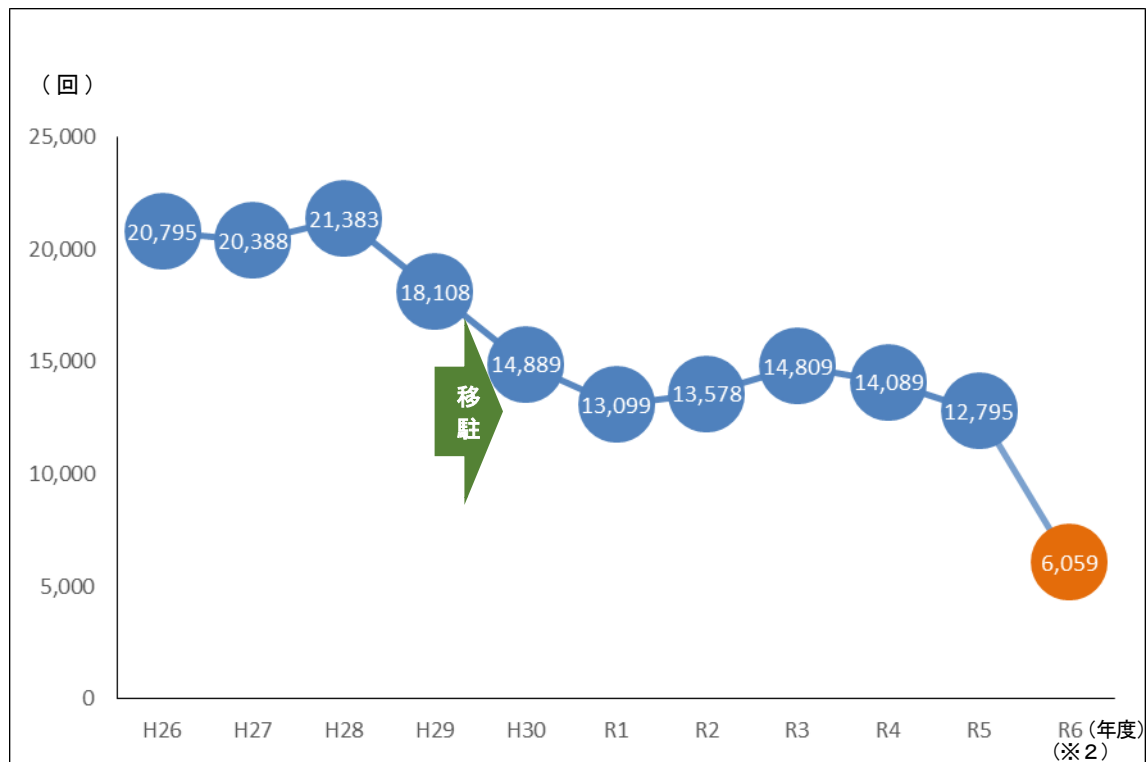
令和6年11月29日、防衛省に対し、引き続き、地元市の意向に沿った負担軽減に努めるよう申し入れた。

[騒音計設置場所]

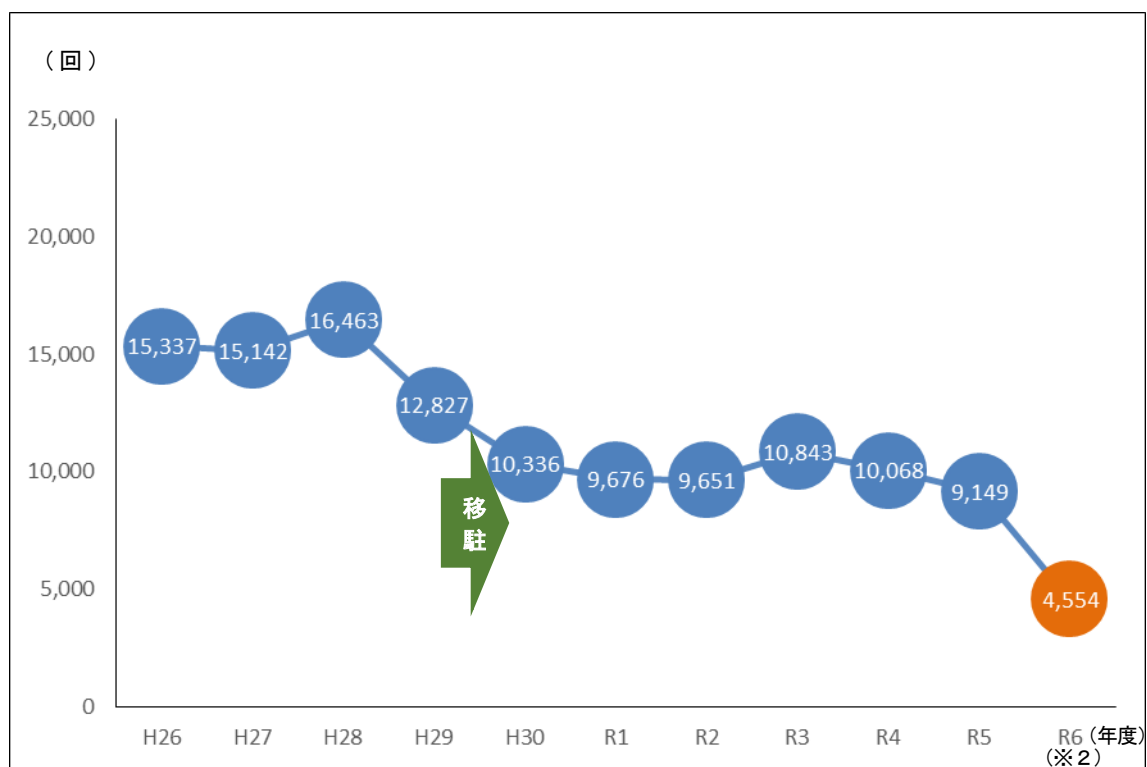


空母艦載機移駐前後の騒音測定回数（※1）の推移（北1km、南2km）

①北1km（大和市）騒音測定回数



③南2km（綾瀬市）騒音測定回数

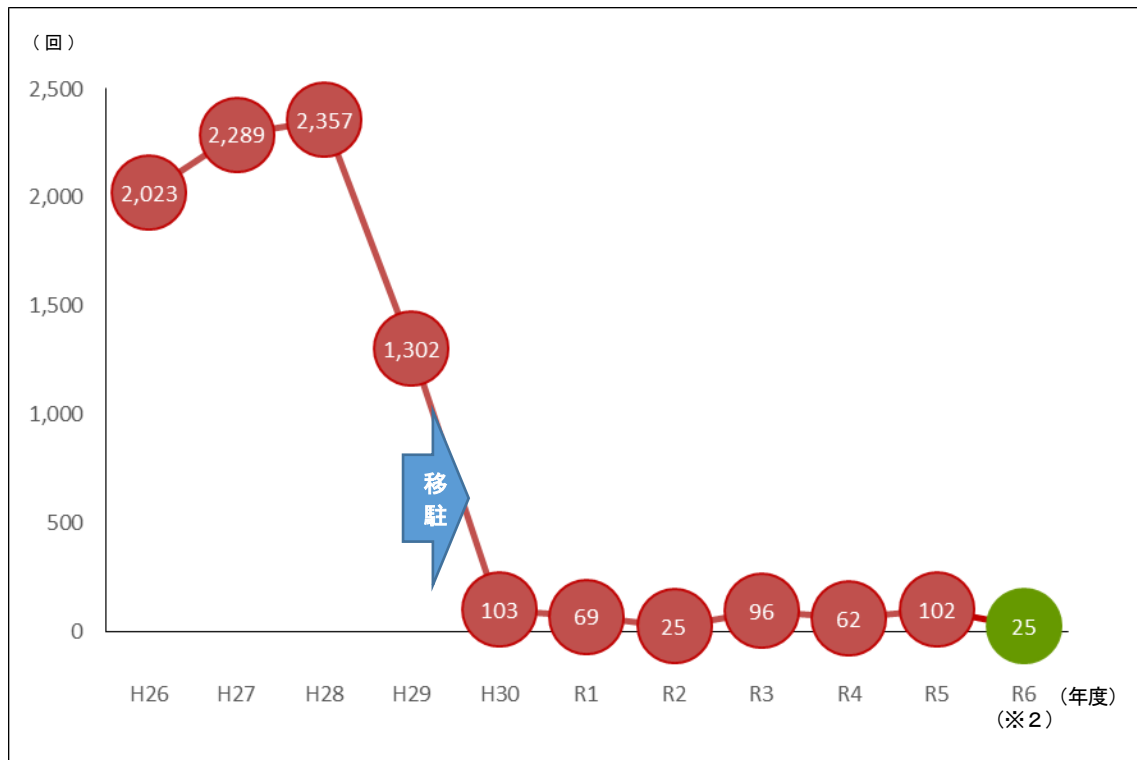


※1 70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。

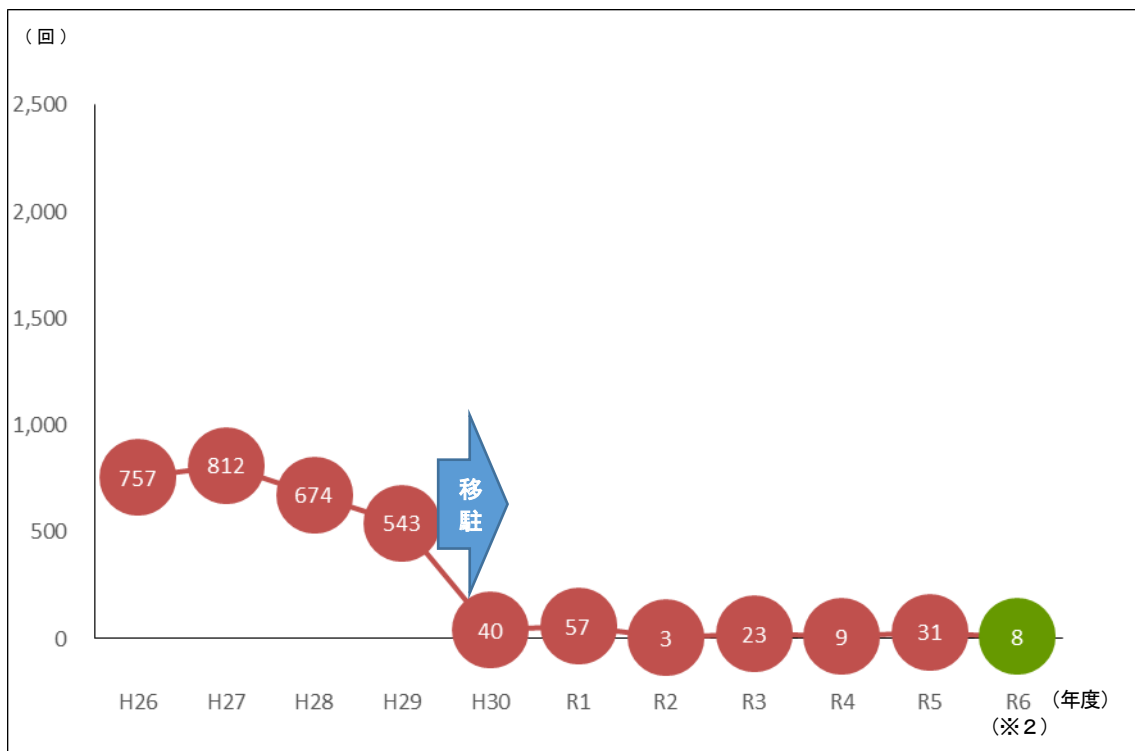
※2 令和6年度は9月末時点。

空母艦載機移駐前後の 100dB 以上（※ 1）の騒音測定回数の推移（北 1 km、南 2 km）

① 北 1 km（大和市）100dB 以上の騒音測定回数



③ 2 km（綾瀬市）100dB 以上の騒音測定回数

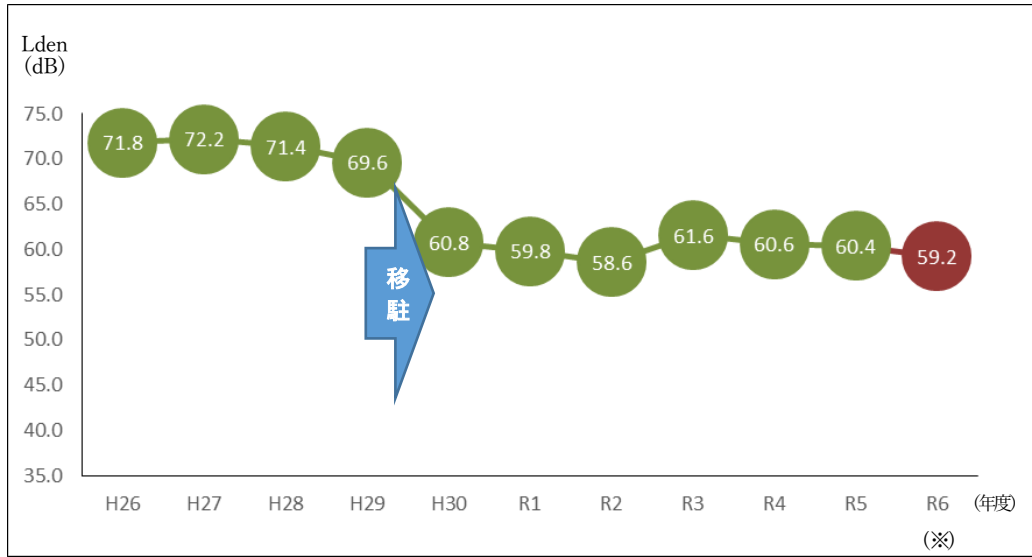


※ 1 ジェット戦闘機等は他機種と比べて騒音が大きいことから、100dB 以上の騒音はジェット戦闘機等によるものと想定される。

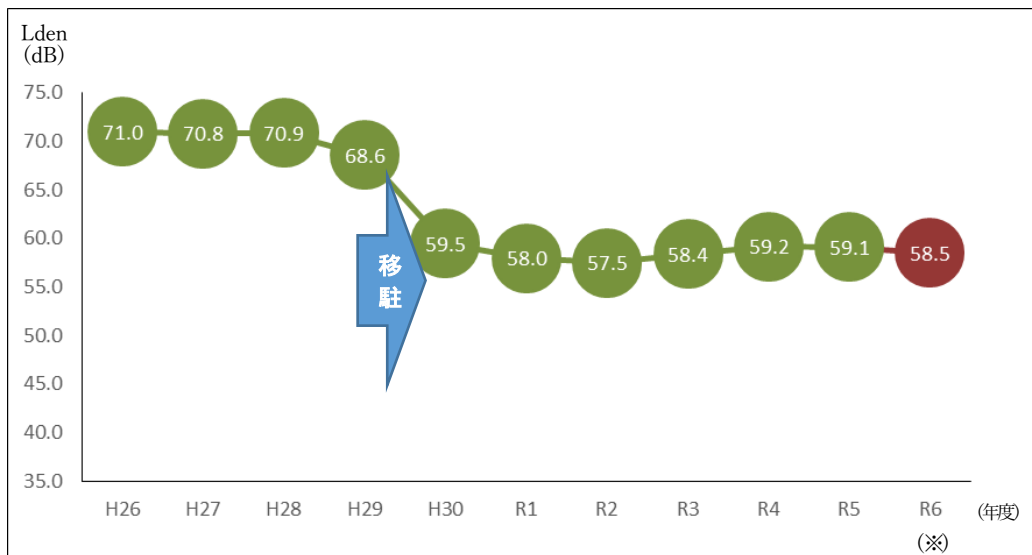
※ 2 令和 6 年度は 9 月末時点。

空母艦載機移駐前後の Lden の推移（県内 11 箇所）

① 北 1 km（大和市）



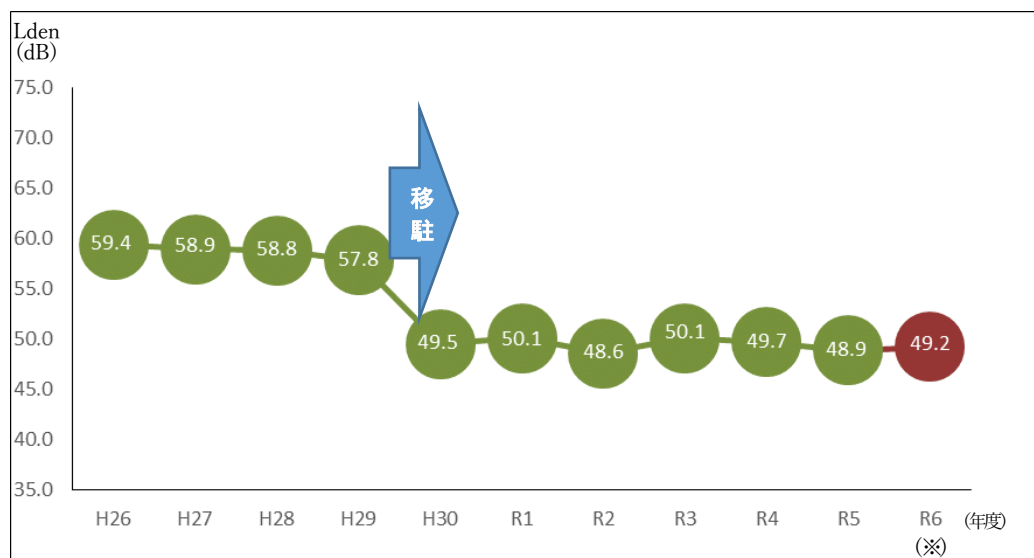
② 県企業庁大和水道営業所（大和市）



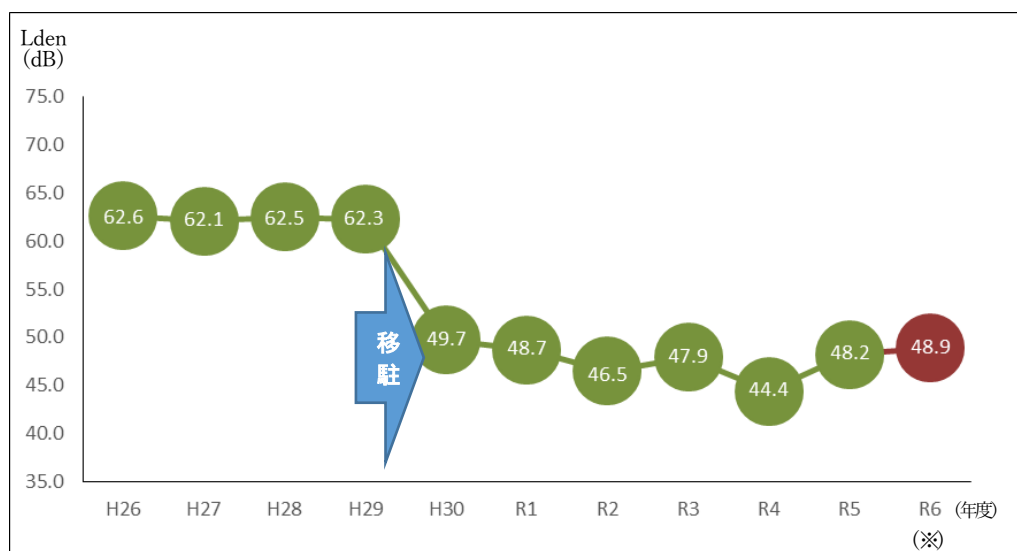
③ 南 2 km（綾瀬市）



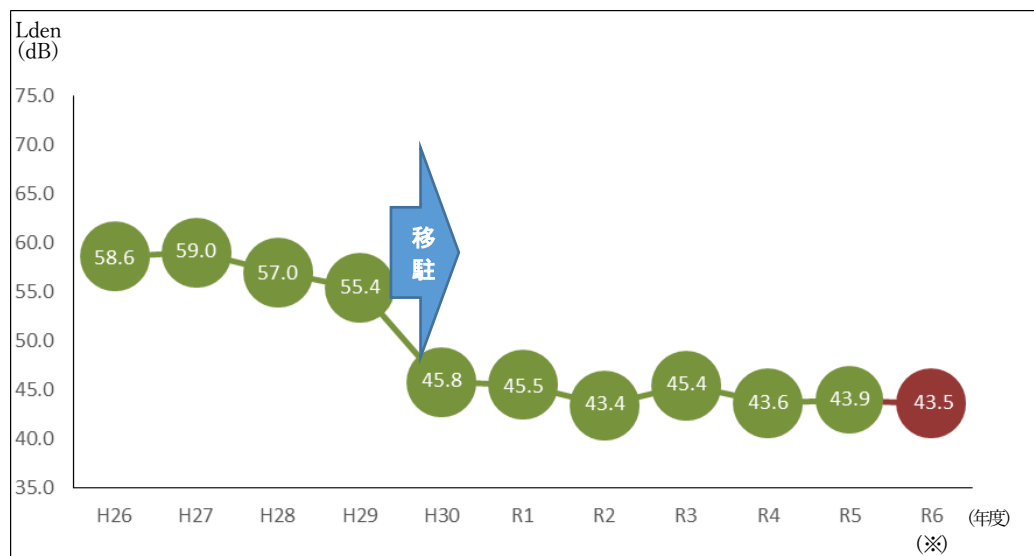
④ 綾瀬市立綾西小学校（綾瀬市）



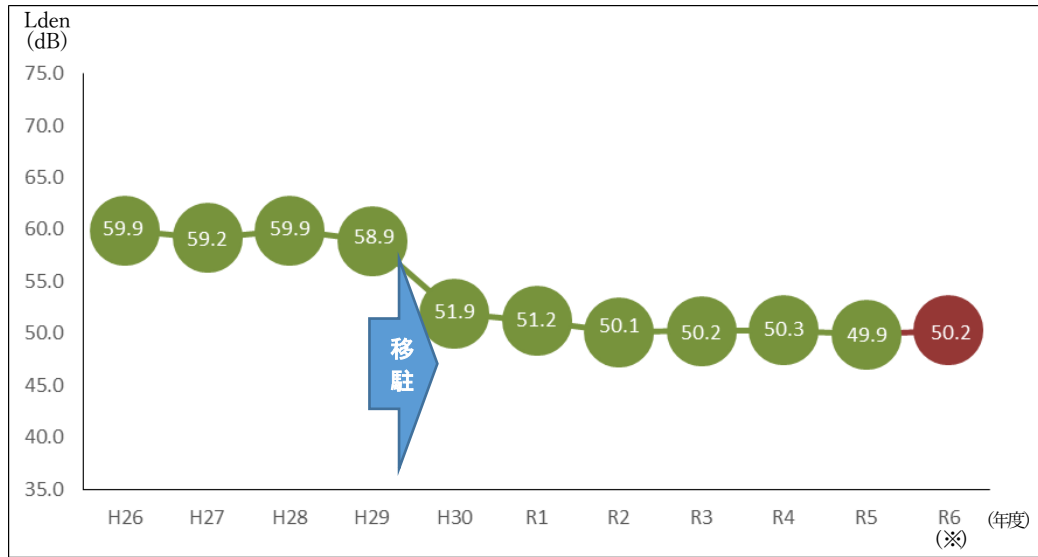
⑤ 藤沢市立富士見台小学校（藤沢市）



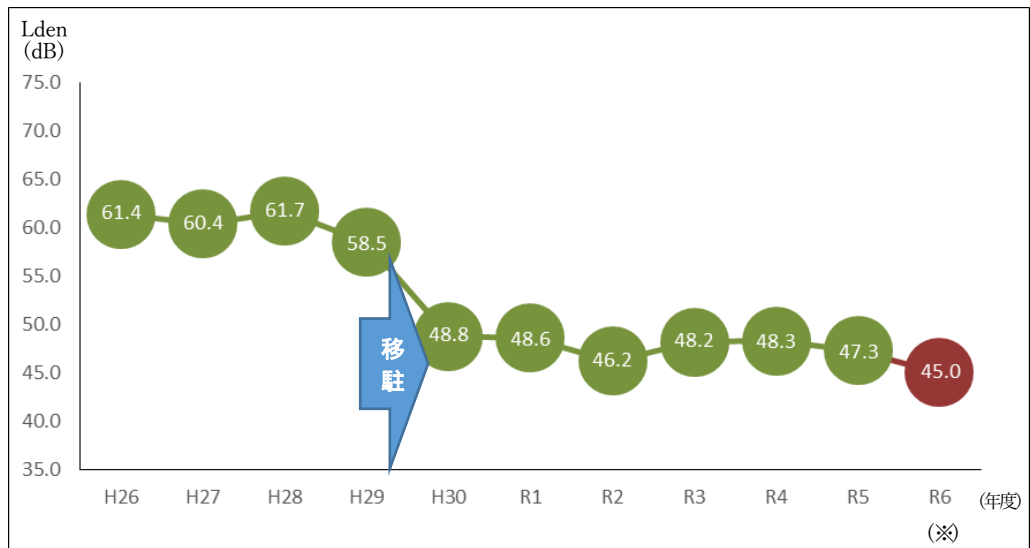
⑥ 藤沢市立辻堂小学校（藤沢市）



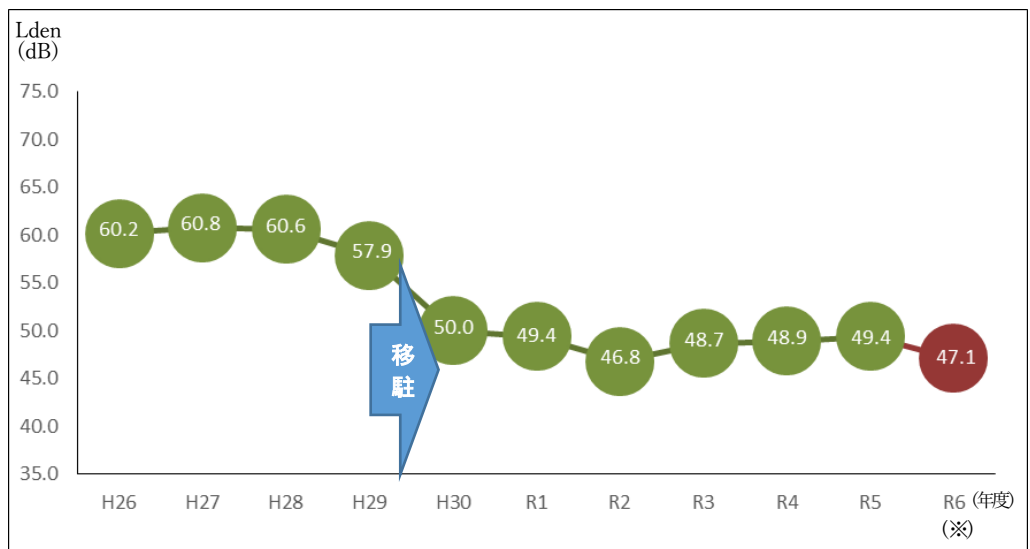
⑦海老名市立柏ヶ谷小学校（海老名市）



⑧座間市立ひばりヶ丘小学校（座間市）

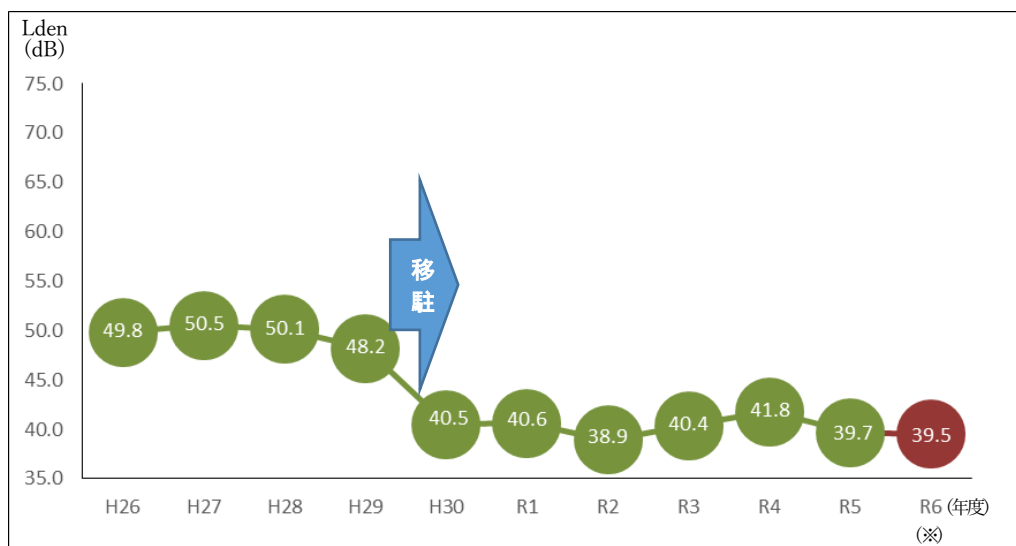


⑨座間市立相模中学校（座間市）

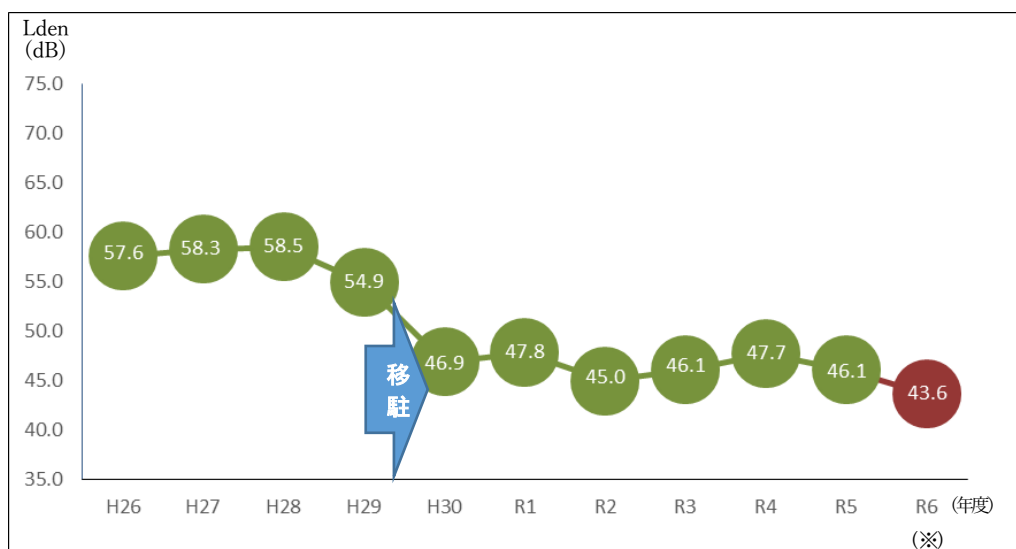




⑩ 相模原市立共和小学校（相模原市）



⑪ 相模原市南区合同庁舎（相模原市）



※ 令和6年度は4月から9月までの半年平均。

空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移（北1km、南2km）

①北1km（大和市）騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	2,757	2,770	1,313	1,213	1,817	1,158	1,215	770	1,983	1,994	2,196	1,609	20,795
H27	2,697	2,407	1,382	1,025	1,044	1,057	1,608	1,153	1,753	1,754	2,366	2,142	20,388
H28	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	1,596	1,781	2,087	21,383
H29	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	1,286	1,430	1,307	18,108
H30	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	1,079	1,254	1,421	14,889
R1	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	882	1,039	1,168	13,099
R2	1,153	1,342	1,197	1,051	1,071	1,050	1,033	1,135	914	1,047	1,201	1,384	13,578
R3	1,493	1,267	1,559	1,026	915	1,152	1,284	1,444	1,262	945	987	1,475	14,809
R4	1,509	1,365	1,675	1,113	1,032	1,071	1,146	1,105	995	763	1,042	1,273	14,089
R5	1,301	1,399	1,136	1,143	987	1,142	984	929	1,046	794	985	949	12,795
R6	952	1,239	1,196	843	830	999	—	—	—	—	—	—	6,059

③南2km（綾瀬市）騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	1,737	1,894	906	748	1,243	744	819	724	1,513	2,019	1,771	1,219	15,337
H27	1,985	1,310	897	746	829	765	1,267	1,025	1,604	1,347	1,793	1,574	15,142
H28	1,689	1,825	1,152	859	1,536	1,088	937	1,261	1,663	1,333	1,453	1,667	16,463
H29	1,461	1,750	1,011	739	1,052	1,656	674	839	789	876	1,095	885	12,827
H30	969	1,161	728	677	621	670	1,044	946	733	785	1,035	967	10,336
R1	1,133	1,050	715	575	524	766	673	984	897	793	723	843	9,676
R2	840	1,006	840	625	664	773	731	907	713	829	815	908	9,651
R3	949	844	1,207	701	536	912	1,075	1,100	919	771	777	1,052	10,843
R4	975	938	1,200	857	632	900	911	845	711	567	687	845	10,068
R5	827	966	861	818	631	765	692	604	821	652	771	741	9,149
R6	746	850	912	674	618	754	—	—	—	—	—	—	4,554

空母艦載機移駐前後の100dB以上騒音測定回数の推移（北1km、南2km）

①北1km（大和市）100dB以上の騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	340	282	11	18	172	42	3	19	301	412	334	89	2,023
H27	487	239	3	5	4	6	170	56	400	272	442	205	2,289
H28	259	455	70	8	353	47	5	124	349	278	255	154	2,357
H29	246	249	1	0	279	188	0	17	99	113	98	12	1,302
H30	23	39	1	0	0	0	2	7	11	11	8	1	103
R1	15	1	1	1	11	4	0	8	5	15	7	1	69
R2	0	1	5	2	0	2	1	0	5	0	7	2	25
R3	19	17	3	0	0	2	32	8	0	0	2	13	96
R4	21	5	0	2	1	5	3	17	3	3	2	0	62
R5	13	19	22	0	0	6	10	6	19	0	5	2	102
R6	10	2	0	0	5	8	—	—	—	—	—	—	25

③南2km（綾瀬市）100dB以上の騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	162	156	3	5	63	15	0	9	85	125	108	26	757
H27	169	126	2	1	0	15	48	13	110	86	167	75	812
H28	81	140	26	1	82	8	1	37	112	69	75	42	674
H29	112	96	0	0	36	168	0	5	41	40	40	5	543
H30	14	17	1	0	1	0	0	0	1	4	2	0	40
R1	17	4	0	0	5	1	0	3	5	15	7	0	57
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
R3	4	5	0	0	0	1	8	2	0	0	0	3	23
R4	2	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	9
R5	8	10	2	0	0	0	0	0	9	1	0	1	31
R6	6	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	—	8